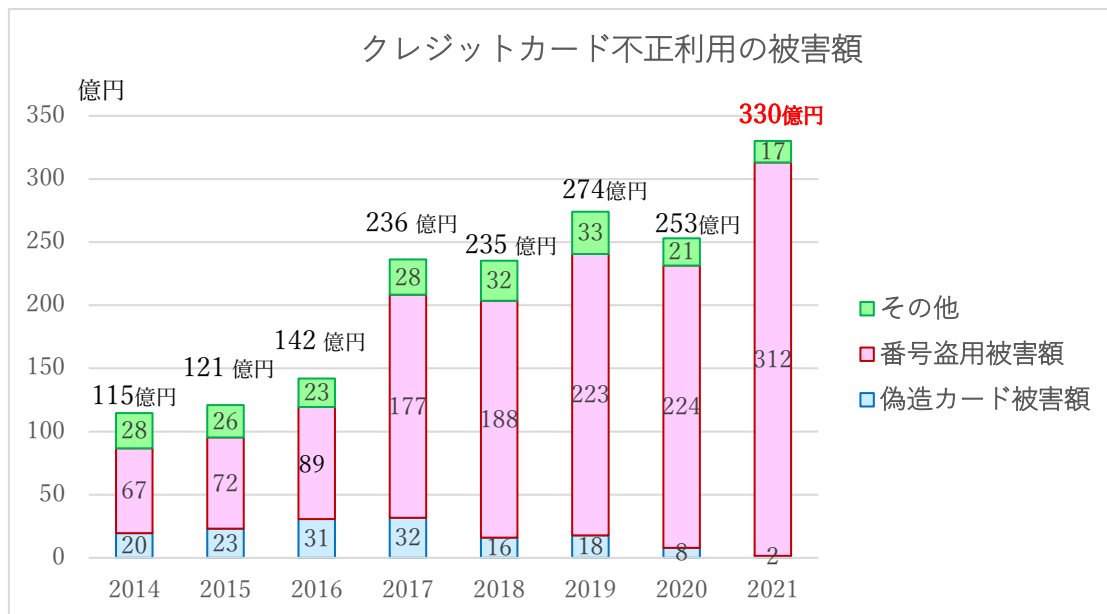


クレジットをうまく利用するために

1. 不正の被害

クレジットカードの不正利用が増えています。2014 年は 115 億円だった被害額は急増し、2021 年は前年から 3 割も増加して、330 億円に上りました。¹これは、2021 年に認知された特殊詐欺(公共機関の職員を名乗って現金やキャッシュカードをだまし取ったり、還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ犯人に送金させたりする犯罪)の被害額 278 億円²を、大きく上回る金額です。



クレジットカード不正利用とは、何でしょうか。内訳をみると、偽造カード被害額が減っているのに対して、番号盗用被害額が急増しています。番号盗用とは、クレジットカード番号がぬすまれて、他人に使われたということです。

¹一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害額の発生状況」。国内で発行されたクレジットカードの不正利用分で、カード会社が把握している金額を集計したもの。四捨五入の関係で、合計額が被害区分ごとの金額の合計と異なることがあります。

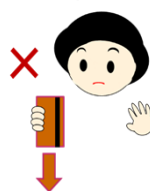
²警察庁 暴力団対策課、生活安全企画課

「令和 3 年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について」

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/tokushusagi_toukei2021.pdf

クレジットカードの不正利用を防ぐため、様々な努力が行われています。³たとえば、店舗では、クレジットカードをこすって磁気テープに記録した情報を読み取る旧式の端末から、カードを差し込んで集積回路に記録した情報を読み取る「IC端末」へ変更し、サインではなく暗証番号で本人確認をするようになっていきます。

シュッとこすってサインは古い



グッと差し込んで暗証番号



しかし、世界中の犯人が、国境の内外を問わず消費者をだましています。たとえば、犯人が自分の姿をかくしたまま、カード情報をぬすんだり、他人のカードを持ち主になりすまして使ったりする犯罪現場として、カード番号と有効期限を入力したらすぐ使えるような通販サイトが使われました。



カード番号と有効期限を入力したらすぐ支払えるサイトは、あぶないから使いたくない。

2022年にはいっても、ある企業から、少なくとも46万件に上るクレジットカード番号等がぬすまれるなど、問題は続いています。

カード情報をぬすむ対象は、企業だけではありません。犯人がクレジット会社や通販会社になりすまし、消費者をにせのサイトに誘導してクレジットカードなどの個人情報を入力させて情報をぬすむことが増えています。「フィッシング」と呼ばれる手口です。⁴

クレジットカードの不正利用の被害から身を守るため、クレジットカードの利用明細を毎月確認して、もし自分が使った覚えがない金額があれば、カード会社に連絡しましょう。カード会社が不正利用だと判断すれば、銀行口座から引き落とされた金額を返してもらえます。

カードの利用明細をチェックしないと、不正利用の被害にあっても気づかないで、損しちゃうよね。



³ クレジットカード会社や加盟店などは、2022年3月にクレジットカードの不正利用を防ぐための「クレジットカード・セキュリティガイドライン」の第3版を策定しました。

日本クレジット協会「関連資料」

<https://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

⁴ 以下のサイトに、フィッシングの手口や注意すべきことについての説明があります。

経済産業省「クレジットカード会社を名乗ったフィッシングメールに御注意ください」

<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211224001/20211224001.html>

総務省「フィッシング詐欺に注意」

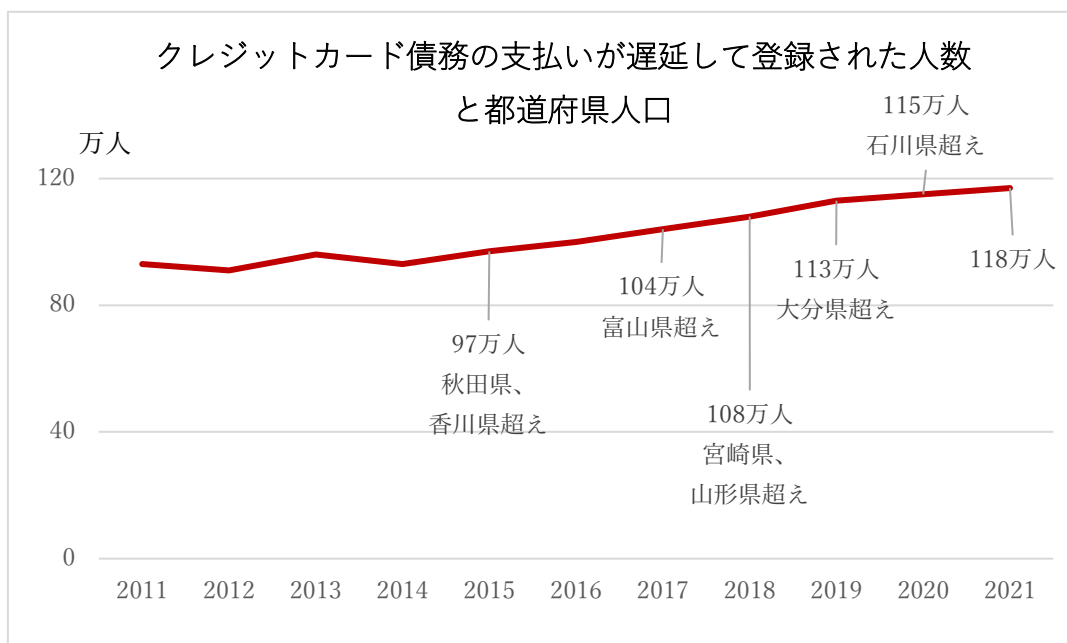
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/security01/05.html

日本クレジット協会「フィッシング詐欺被害に遭わないための注意事項」

https://www.j-credit.or.jp/customer/attention/attention_02.html

2. 債務

下のグラフは、「クレジットカードの債務の支払いが遅延」して信用情報機関⁵に登録された人数⁶を、都道府県の人口⁷と比べたものです。登録された人数は、大分県、石川県などの人口を超え、2021年には118万人になりました。



債務の支払いが遅って登録されると、困ったことが起きる可能性があります。
何が起きるかという・・・



自動車ローンや
住宅ローンが
借りにくくなるんだって。

クレジットカードを作りにくくなるんだ。
申し込んでも断られて。



「クレジットカードの債務の支払いが遅延する」とは、どういうことでしょうか。

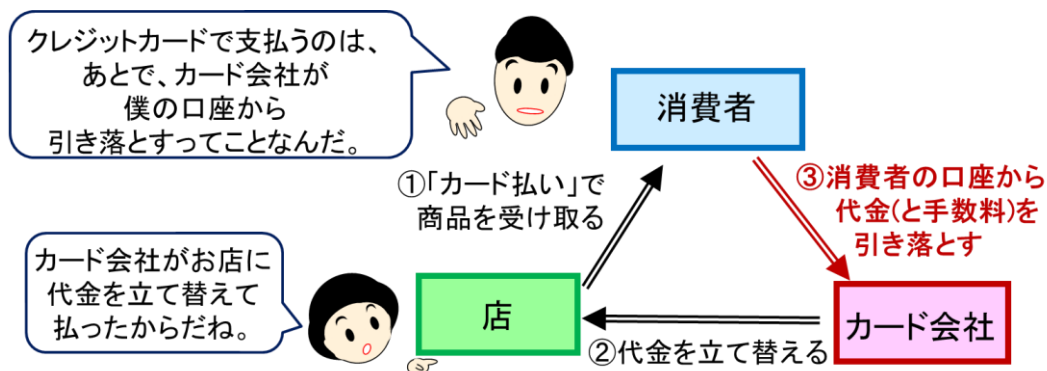
⁵ 割賦販売法に基づいて、^{シーアイシー}CICという信用情報機関が指定されています。

⁶ CIC 「割賦販売統計データ」 毎年12月20日の人数

<https://www.cic.co.jp/cic/statistics-installment.html>

⁷ 2020年の国勢調査の人口

「クレジットカードで支払う」ということは、カード会社が代金を店に立て替えて払い、後で銀行や郵便局の、消費者がクレジットカードを申し込むときに登録した口座から引き落とすという契約です。



「カード払い」をすると(上の図の①)、カード会社が店に代金を立て替えて払い(②)、あとでその代金(と手数料)が消費者の口座から引き落とされます(③)。引き落とされるまでの間、代金(と手数料)分の金額は、カード会社に対する消費者の「債務」になっています。つまり、消費者はカード会社に支払う義務を負っているということです。カード会社が消費者の口座から引き落とす日に、支払うことになっている金額が口座に入っていないと、債務の支払いができません。

債務の支払いができないと、「遅延損害金」を支払うことになったり、カードが使えなくなったりします。また、「債務の支払いが遅延」したことが、信用情報機関に登録されます。⁸この登録は、クレジットカードの債務を全額支払ってから5年間残ります。

クレジットカードのうち、毎月、カードを使った金額が全部口座から引き落とされる「一括払い」は、手数料がかかりません。翌月以降に債務が残ることもありません。

一方、口座から何回かに分けて引き落とされる分割払い(たとえば分割の3回払い)や、口座から一定の金額ずつ引き落とされる「リボ払い」(たとえば毎月5千円のリボ払い)には、手数料がかかります。



⁸詳しい内容は、クレジットカードを申し込むときに同意することを求められる「会員規約」に書いてあります。たとえば、「期限の利益の喪失」と書いてあったら、それは、債務の支払いが遅延したら債務残高を全部すぐに支払うということです。

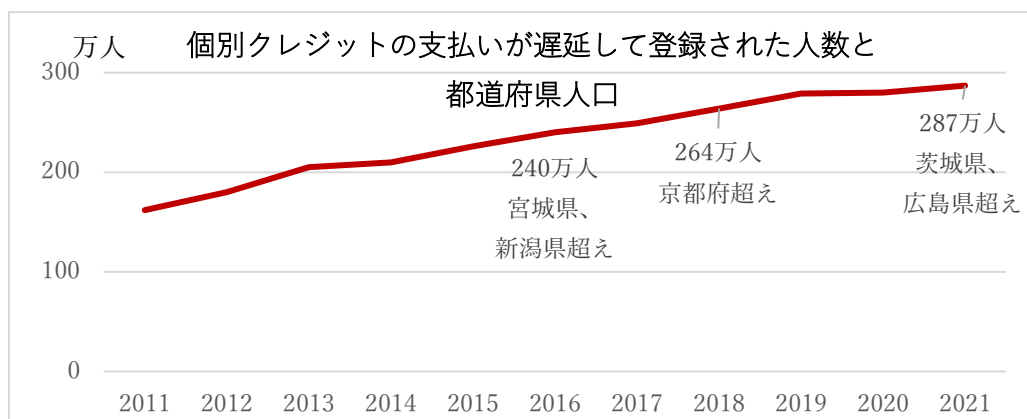
分割払いやリボ払いの手数料は、年間だいたい債務残高の十数パーセントです。⁹リボ払いは、債務がいつまで残るか、つまり、いつになったら支払いが終わるか、調べたり計算したりしないとわかりません。¹⁰

リボ払いを続け、払えなくなった人が、信用情報機関に登録されています。リボ払いの手数料より金利が安いからと、借り換えを勧める金融業者もあります。借り換えをしているうちに、あちこちに支払う義務を負って、「多重債務」という状態になった人もいます。債務を返済するお金を得るために、犯罪を犯した人もいます。

リボ払いで買いたくなって
思ったときは、
あとでほんとに払えるか
計算しとかないと、
たいへんなことになるかも。



クレジットカードの債務の支払いが遅延した人よりも多いのが、「個別クレジット」の債務の支払いが遅延した人数です。¹¹「個別クレジット」とは、クレジットカードを使わず、クレジット会社が店に代金を立て替えて、あとで消費者の口座から引き落とす契約です。「個別クレジット」の債務の支払いが遅延して信用情報機関に登録された人数は、京都府、広島県、茨城県などの人口を超え、2021年には287万人となりました。



⁹ 分割払いやリボ払いの手数料も、クレジットカードを申し込むときに同意する「会員規約」に書いてあります。

¹⁰ たとえば、18歳の人が4月に4万円、6月に6万円、10月に8万円の商品を買ったとします。手数料が15%だと、合計で3万4千円以上の手数料を払う計算になります。また、この3回以外はリボ払いを全く使わないとしても、リボ払いによる債務の返済が終わるときは21歳になっています。

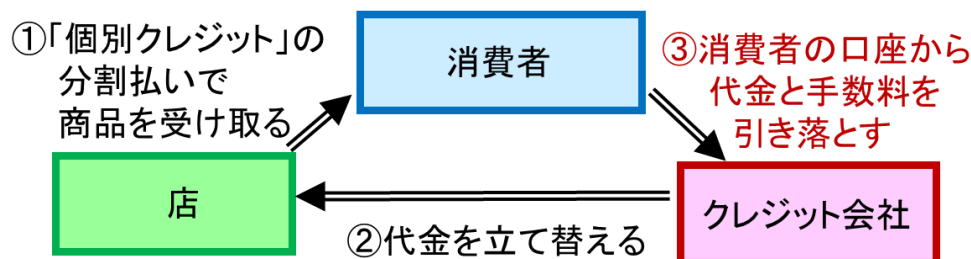
参考「消費市場とクレジット—契約の問題から身を守るために」 p15-p21

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/pdf/1708slide.pdf>

¹¹ CIC 「割賦販売統計データ」 毎年12月20日の人数

<https://www.cic.co.jp/cic/statistics-installment.html>

たとえば、スマホの代金を分割払いにするとき①は、スマホを購入する契約と同時に、クレジット会社と「個別クレジット」の契約を結んでいます。クレジット会社が店に代金を立て替えて払い②、その後、消費者の口座から通信料金とともに、代金と手数料分のクレジット債務の返済額が毎月引き落とされていきます③。



個別クレジットも、債務の支払いが遅延すると信用情報機関に登録されます。登録されると、クレジットカードの支払いが遅延した人と同じように、新しいクレジットカードを作ったり、ローンを借りたりしにくくなってしまいます。

スマホ代金の分割払い分も
通信料金と一緒に引き落とされるんだ。

口座のお金が足りなくて
スマホ代が引き落としできないと
個別クレジットの支払いができなくて
登録されちゃうんだって。

クレジットカードや個別クレジットは、商品を受け取る時のほか、サービスを受けるときにも使われます。その中には、外国語のレッスンやエステなどのサービスを、一回ごとの値段より安いからと勧誘されて、何回も受けることを一度に契約して個別クレジットの分割払いにし、その後サービスを受けられなくなった場合でもクレジットの債務の支払いを続けなければならなかった人もいます。

信用情報機関には、クレジットカードや個別クレジットの支払い遅延のほか、貸金業者から借り入れた債務の支払い遅延も登録されています。クレジットカードや個別クレジットの支払いのために、貸金業者から借り入れる人もいます。また、「収入が得られる」とか「美容や健康に必要」とか根拠のないことを言われ、マルチ商法¹²などの勧誘をされて貸金業者から借り入れてしまった人もいます。貸金業者への債務の支払いが遅延して登録された人は、2021年は393万人でした。¹³これは静岡県の人口を上回ります。

¹² マルチ商法についての消費者庁の資料

<https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/pdf/120712pamph.pdf>

¹³ CIC 「貸金情報統計データ」 2021年12月20日の人数

<https://www.cic.co.jp/cic/statistics-kashikin.html>

クレジットやローンの支払いが滞ると信用情報機関に登録されるのは、クレジット事業者や貸金事業者の義務として、法律で定めているからです。消費者が債務の支払いが多くなりすぎて支払えなくなることを防ぐために、クレジット会社は、信用情報機関に登録されている消費者の、クレジット契約の内容や支払い状況に関する情報を確認し、支払えそうな金額の枠内でクレジットを提供することになっています。¹⁴

債務がきちんと支払われるようにするんだね。
そのために、クレジットを申し込んだ人の収入などで
支払えそうな金額を調査するのか。そして、
支払えなくて登録されていないか、確認するんだ。



このように、クレジットを利用するには、気をつけなければいけないことがあります。でも、だからといって、現金を使う方がよいというわけではありません。

たとえば、通信販売でにせものを買わされて、そのサイトとは連絡がとれなくなったとき、現金で支払っていたらどうしようもなくとも、クレジットカードで支払っていたら、すぐにカード会社に連絡すると、返金してもらえる可能性が高まります。¹⁵

法律によって、クレジット会社は国に登録され、検査、監督を受けています。¹⁶ また、クレジット会社には加盟店を調査する義務があり、加盟店への苦情を関係部署で共有して、悪質な事業者が加盟店にならないようにすることが、法律で決められています。¹⁷

¹⁴ 2005年、高齢者に悪質な訪問販売が次々に行われ、多額のクレジット債務を負って自宅をクレジット会社が競売にかけられそうになるなど、クレジットを使った悪質商法が問題になりました。そこで、2008年に法律が改正され、消費者が支払えないようなクレジット債務を負わせないようにする、過剰与信防止の規定ができました。クレジット会社が加盟店を調査して、悪質な訪問販売などとは契約しないようにするための規定もできました。

¹⁵ 経済産業省キャッシュレス推進室「キャッシュレス決済の”いろは”」p8

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/image_pdf_movie/cashless_iroha.pdf

¹⁶ クレジットカード会社や個別クレジットの会社は、割賦販売法に基づいて国に登録することが義務付けられています。国は、登録された会社が、クレジットカードの不正利用を防ぎ、消費者の支払い能力以上のクレジット債務を負わせないようにし、また、加盟店を調査するなどの法律の規定を守るように、検査、監督します。

¹⁷ 法律がいつも守られているとは限りませんが、経済産業省は、法律が守られるよう、法律の執行につとめています。近年は、国境を超える取引が増え、海外のクレジット会社と契約した加盟店もありますが、不正利用を防ぎ、悪質行為を行う店が加盟店にならないようにして、クレジットカードを安心して使えるようにするために、関係する事業者と行政が力を合わせて努力しています。

3. 不正利用や多重債務から身を守るために

クレジットなどで問題があれば、経済産業省と、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の地方経済産業局と、沖縄総合事務局経済産業部に消費者相談室があって、電話で相談できます。¹⁸

消費者取引全般の相談については、188 に電話すると、地域の消費生活センターにつながって、相談員のひとと話ができます。¹⁹

不正利用や多重債務から身を守りながらクレジットをうまく使うことは、自分のためだけではありません。私たちが消費したり貯蓄したりするお金を、技術を生み出し人材を育てる職場に届けるためにもなります。²⁰



¹⁸ 経済産業省消費者相談室の電話番号は 03-3501-4657、受付は 10 時から 16 時 30 分です。各地の消費者相談室の情報は、経済産業省のサイトの以下のページにあります。

https://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#p07

なお、相談はできますが、仲介・あっせんは行いません。

¹⁹ 消費者庁サイトの「消費者ホットライン」のページに情報があります。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

²⁰ この資料は 2022 年 4 月に作成し、経済産業省のサイトの「消費者政策研究官等の活動」のページに掲載しています。このページには、経済と消費市場についての資料や、これまでの消費者教育関係資料もあります。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>